

富山福祉短期大学研究倫理綱領

富山福祉短期大学は、社会福祉学・看護学・幼児教育学の教育研究機関として、優れた専門職の育成ならびに社会福祉学・看護学の発展と継承をめざす新たな知識と技術の探求をとおして、その成果を広く社会に還元することにより、市民の健康と福祉の向上に寄与するものである。

本学に課せられたこのような使命と責務を果たすためには、研究者の主体的な研究活動の自由と自治が保障されることが前提にある一方、自由な研究活動は社会からの信頼と付託があつて初めて成り立つものであることを研究者自身が自覚し、その行動を厳正に律することが求められている。

このような理念のもと、本学は研究者の自律性に依拠し、すべての学術分野の共通する研究倫理に関する綱領を以下のとおり定める。富山福祉短期大学において研究活動に携わるすべての者は、法令を遵守すべきことは言うまでもなく、定められた倫理綱領を遵守することによって社会的信頼を得られるように努めなければならない。

1. 研究者の定義

「研究者」とは、すべての学問分野において、新たな知識や技術を生み出す活動、あるいはそれらの知識を活用する者をいい、教員のみならず、学生その他の者であっても研究に携わるときは「研究者」に含まれる。

2. 研究者の責務

研究者は、自らが生み出す知識や技術の質を保証する責任を有すると同時に、それらの専門的知識、技術、そして経験を活かして、時代や社会の要望に応え、社会の発展と人々の健康と福祉に貢献するという責務を有する。

3. 研究者の行動

研究者は、研究の自律性が社会の信頼と付託があつて初めて成り立つものであることを自覚し、自らの専門的知識・能力・研究方法の開発ならびに維持向上に努めなければならない。

4. 研究活動における不正行為の防止

研究者は、研究の全過程において本倫理綱領に基づき、データの捏造、改ざんや文献の盗用などの不正行為を行わないことはもとより、研究データ・資料の適切な取扱いと管理を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

5. 倫理審査

研究者は、人間を対象とした研究においては本学の「人を対象とする研究倫理ガイドライン」に従わなければならない。本学の研究者が主研究者である研究については、本学の倫理委員会において倫理審査を受けなければならない。

6. 研究費の適正な使用

研究者は、公的研究費（外部資金を含む）の使用にあたっては、研究助成（補助、委託）、目的等を最大限に尊重するとともに、各研究費に定められた助成条件や使用ルールを遵守しなければならない。

7. 研究の推進

研究者は、携わる研究の社会的ならびに学問的意義を吟味するとともに、積極的にその結果意を公開し、当該学問領域における討議ならびに社会との対話に努めなければならない。

8. 研究対象者の権利擁護ならびに個人情報の保護

研究者は、個人情報、データ等の提出を受けて研究を行う場合は、それらの提供者に対し、研究の目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。また、研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものはこれを他に漏らさないこと、個人情報の保護に十分に留意し、必要な措置を講じなければならない。(学校法人浦山学園 個人情報の保護に関する規則第2条)

9. 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとってはならない。

10. 学生への配慮

研究者は、学生の研究指導にあたって、学生個人の基本的人権を尊重し、福利に配慮するとともに、学生の学ぶ権利を保証しなければならない。またそのために、研究指導に係る適切な時間的保証ならびに研究指導の質的保証に努めなければならない。

11. 動物の科学利用に関する配慮

動物を教育、実験研究その他の科学上の利用に供する場合には、「動物の愛護および管理に関する法律」(平成18年6月1日施行法)に基づき、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わりうるものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮しなければならない。

12. 安全管理

研究者は、研究用装置・機器、薬品、材料等を使用するときには、安全管理に努めるとともに、研究過程で生じた残渣物、使用済みの薬品、材料等について適正に処理しなければならない。

13. 大学の責務

本学は、本倫理綱領について周知徹底を図り、研究倫理に関する意識の啓発に努めるとともに、諸規定の整備その他必要な措置を講ずる責務を有する。

14. 改廃

この綱領の改廃については、運営会議の議を経て学長が決定する。

附則

この綱領は、平成20年12月17日から施行する。

この綱領は、平成27年9月29日から施行する。

補足：第5項 倫理審査については、「倫理審査申請書」(別紙)を学長に提出し、学長は必要に応じて、倫理委員会を招集する。

(別紙)

平成 年 月 日

倫 理 審 査 申 請 書

富山福祉短期大学
学長

殿

申請者
所属
職名
氏名

印

受付番号： _____

1. 審査対象：	実施計画	出版公表原稿
2. 課題名		
3. 主研究者： 所属	職名	氏名
4. 分担研究者：所属	職名	氏名
5. 研究等の概要		
6. 研究等の対象および実施場所		

7. 研究等における倫理的配慮について ((1), (2), (3) は必ず記入のこと)

(1) 研究等の対象となる個人の人権擁護

(2) 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

(3) 研究等によって生ずる個人への利益及び不利益並びに危険性及び学問上の貢献の予測

(4) その他

8. 研究等成果の公表について

発表の方法・時期・発表機関あるいは場所

通知年月日

通知番号